

地域における権利擁護の支援体制に係る ワーキンググループ（WG 2）	
令和 8 年 8 月 28 日	資料 1 - 1

総合的な権利擁護支援策の充実 （厚生労働省）

成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

各施策の進捗状況等

- (1) **成年後見制度等の見直し**に向けた検討
 - ・ 法務大臣による法制審議会に対する諮問(R6.2)
- (2) **総合的な権利擁護支援策の充実**
 - ・ 日常生活自立支援事業と成年後見制度等との連携の推進
 - ・ 持続可能な権利擁護支援モデル事業の実施(R4～)
 - ・ 地域共生社会の在り方検討会議における検討(R6.6～)

今後の対応

- (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - ・ 法制審議会における調査審議を踏まえた所要の対応
- (2) **総合的な権利擁護支援策の充実**
 - ・ 日常生活自立支援事業の実施体制の抜本的な強化を図る等
 - ・ 地域共生社会の在り方検討会議における検討を進め、所要の対応
 - ・ 生活支援等のサービスにおける意思決定支援の在り方の検討
 - ・ 金融機関における第三者の支援による本人の預貯金の引き出しに関する理解促進に向けた取組

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

各施策の進捗状況等

- (1) 本人の特性に応じた**意思決定支援とその浸透**
 - ・ 各種意思決定支援ガイドラインに共通する**基本的考え方の整理**(R4)
 - ・ 様々な分野における各種研修・周知活動の継続
 - ・ 障害福祉サービス事業等の指定基準の見直し(R6)
 - ・ 都道府県による意思決定支援研修の実施 34都道府県(R6.4)
- (2) **適切な後見人等の選任・交代の推進等**
 - ・ 市町村や都道府県における受任者調整の推進
 - ・ 苦情等に対応する関係機関間連携フローの試行(R4～)
 - ・ 法制審議会における後見人等の報酬の在り方を含めた調査審議
 - ・ **後見等事務報告書式の見直し**(R7.4開始)
- (3) **不正防止の徹底と利用しやすさの調和等**
 - ・ 後見制度支援預貯金・信託の導入割合 72.2%(R6.3末)
 - ・ 家庭裁判所における不正防止に向けた取組の継続
 - ・ 損害を補償する保険等の事後救済の取組の導入
- (4) 各種手続における**後見事務の円滑化等**
 - ・ 市町村・金融機関等の窓口対応の向上のための周知等の実施

今後の対応

- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
 - ・ 意思決定支援に関する情報提供・各種研修の更なる充実
 - ・ 家庭裁判所の身上保護事務に対する適切な監督の継続による後見人等の意識の向上
 - ・ 障害福祉分野の意思決定支援ガイドラインの見直しの検討
- (2) **適切な後見人等の選任・交代の推進等**
 - ・ 権利擁護支援チームの形成支援・自立支援機能の更なる強化
 - ・ 受任者調整に関する手引きの作成
 - ・ 後見人等に関する苦情等への一般的な対応スキームの整理・検討
 - ・ 更なる報酬助成の推進等の早期検討
 - ・ 本人情報シートの更なる活用、研修対象の拡大の検討
- (3) **不正防止の徹底と利用しやすさの調和等**
 - ・ 後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の更なる導入促進
 - ・ 専門職団体における不正防止や保険外での補償に係る取組の促進
- (4) 各種手続における**後見事務の円滑化等**
 - ・ 関係省庁・地方公共団体・金融機関における更なる理解促進

1. 総合的な権利擁護支援策の充実とは～中間検証における主な記載内容～

- 尊厳のある本人らしい生活の継続や地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念のより一層の実現を図るためには、法務省において成年後見制度を適切に見直す必要があるとともに、同見直しの前提となる基盤整備として、厚生労働省において成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要がある。

以下、該当項目の【今後の対応】欄から主な記載を抜粋

- ① 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化
 - ・ 日常生活自立支援事業の利用状況等を適切に把握・分析しつつ、意思決定支援が適切に確保される仕組み、実施主体の在り方や財源確保のための検討とともに、日常生活自立支援事業の実施体制の抜本的な強化を図る必要がある。
 - ・ 成年後見制度と日常生活自立支援事業との今後の役割分担を整理した上での事業内容の見直しや利用契約の在り方等、日常生活自立支援事業の在り方を見直しや拡充についても検討する必要がある。
 - ・ 地域を問わず一定の水準で日常生活自立支援事業を利用できる体制を目指すための更なる運用改善に向け、日常生活自立支援事業実施のための手引き・様式の改定等を早急に進める必要がある。併せて、日常生活自立支援事業におけるキャッシュレスに対応した支援の在り方についても、検討を進める必要がある。
 - ・ 厚生労働省においては、生活困窮者自立支援制度の家計改善支援事業と日常生活自立支援事業等との連携を推進するため、関係機関への周知等が必要である。
- ② 新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討
 - ・ 「地域共生社会の在り方検討会議」において、(中略)令和7年夏目途のとりまとめに向けて検討を進め、令和7年夏以降、関係審議会での議論を経て、(中略)新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方、中核機関の位置付け等について、所要の対応を行う必要がある。
 - ・ 生活支援等のサービスが本人の権利擁護支援として展開されるための意思決定支援の在り方について検討を行うに当たっては、市民感覚・当事者目線に基づき本人の意向、選好及び価値観に根ざした本人の意思決定に寄り添う、権利擁護支援における役割を考慮した市民・ピアサポートの参画や、(中略)意思決定支援の確保を目的とした相互牽制機能(中略)の確立が十分に図られる必要がある。
 - ・ 判断能力が不十分な者を地域で支えていくには、預貯金の取扱いを含めた財産管理をどのように支援していくかが重要であるところ、第三者の支援による本人の預貯金の引き出しについて金融機関の理解が得られないとの指摘があること等を踏まえ、金融庁及び厚生労働省においては、金融機関における権利擁護支援の実践への連携・協力を果たす取組について、理解と周知が図られるよう連携して取り組んでいく必要がある

2. 日常生活自立支援事業(概要)

- 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する事業。

第二期計画では、「専門員が作成した支援計画の下で、地域住民が生活支援員として本人に寄り添い、見守り、意思決定支援を行いながら適切な金銭管理等を支援することで、尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助のしくみであり、これにより地域福祉が推進されている」と評価。



1. 実施主体

- 都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会

※ 事業の一部を、市区町村社会福祉協議会等(基幹的社協等)に委託可

【令和7年度末の実施体制】(※)括弧書きは前年度末の実績

基幹的社会福祉協議会等の設置数	専門員数	生活支援員数
1,640か所 (1,634か所)	4,784人 (4,292人)	16,774人 (15,401人)

2. 利用対象者

- 判断能力が不十分な者であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者。

【令和7年度末の実利用者数と内訳】

	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	その他	計
実利用者数 (割合)	20,181人 (35.3%)	15,146人 (26.5%)	19,003人 (33.2%)	2,855人 (5.0%)	57,185人 (100%)

3. 援助の内容

福祉サービスの利用援助

- ① 福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き
- ② 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
- ③ 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続きに関する援助、その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助
- ④ 福祉サービスの利用料を支払う手続き

日常的金銭管理サービス

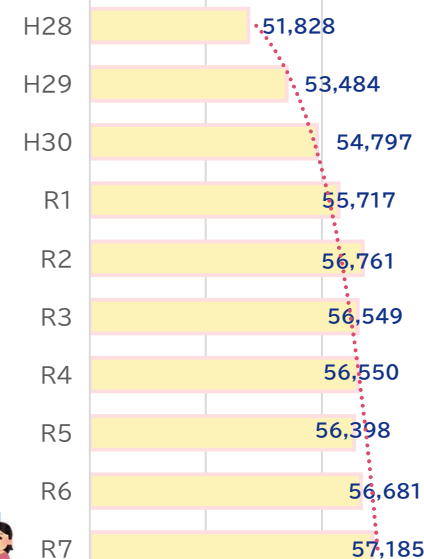
- ① 年金及び福祉手当の受領に必要な手続き
- ② 医療費を支払う手続き
- ③ 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- ④ 日用品等の代金を支払う手続き
- ⑤ ①～④の支払いに伴う預金の払い戻し、解約、預け入れの手続き

書類等の預かりサービス

- (保管できる書類等)
- ① 年金証書 ② 預貯金の通帳 ③ 権利証 ④ 契約書類 ⑤ 保険証書
 - ⑥ 実印・銀行印 ⑦ その他、実施主体が適当と認めた書類(カードを含む)

定期的な訪問による生活変化の察知
《見守り》

4. 実利用者数の推移



具体的には、利用者との契約に基づいて、福祉サービス申請の助言や同行、サービスの利用料の支払い、公共料金の支払い等の日常的な金銭管理を実施(1ヶ月の平均利用回数は約2回、利用料の平均1回1,200円)



2. 日常生活自立支援事業（現行事業の課題等）

第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書（令和7年3月7日）（抄）

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

(2) 総合的な権利擁護支援策の充実について

① 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化

- 日常生活自立支援事業は、（中略）。地域によって同事業の待機者が生じていること、利用者数にばらつきがあることや同事業からの成年後見制度への移行に課題があることも指摘されている。
- 「日常生活自立支援事業関連諸制度との役割分担検討チェックシート」において、（中略）未使用の地域もあることから、厚生労働省においては、引き続き研修等で周知する必要がある。
- 生活保護制度との役割分担については、（中略）、一部の地域では、生活費の使い過ぎを防ぐ目的で、日常生活自立支援事業の利用が生活保護の受給要件であるかのような不適切な運用等がされているとの指摘がある。
- 日常生活自立支援事業の待機者が生じていること、利用者数にばらつきがあることや同事業から成年後見制度への移行に課題があることの指摘については、待機者の定義や移行への課題が一義的でないこともあり、その定量的な把握や分析が十分にできているとは言えない。
- （中略）社会福祉推進事業において検討された手引き・様式については、現場の実態に即して検討する必要がある等の事情から、現場の運用への反映に時間を要している等の課題が見られる。
- 日常生活自立支援事業については、関係性の濫用防止及び意思決定支援確保の観点から、サービスを提供する専門員及び生活支援員とは異なり、本人の立ち位置に立って本人の意向、選好及び価値観に根差した意思決定を支持する役割を持つ者が関与できる仕組みを設けるべきとの指摘がある。
- 地域を問わず、一定の水準で日常生活自立支援事業が実施されるよう、（中略）日常生活自立支援事業の利用状況等を適切に把握・分析しつつ、意思決定支援が適切に確保される仕組み、実施主体の在り方や財源確保のための検討とともに、日常生活自立支援事業の実施体制の抜本的な強化を図る必要がある。
- 併せて、（中略）、成年後見制度と日常生活自立支援事業との今後の役割分担を整理した上での事業内容の見直しや利用契約の在り方等、日常生活自立支援事業の在り方を見直しや拡充についても検討する必要がある。
- （中略）、地域を問わず一定の水準で日常生活自立支援事業を利用できる体制を目指すための更なる運用改善に向け、日常生活自立支援事業実施のための手引き・様式の改定等を早急に進める必要がある。併せて、日常生活自立支援事業におけるキャッシュレスに対応した支援の在り方についても、検討を進める必要がある。
- また、（中略）生活困窮者自立支援制度の家計改善支援事業と日常生活自立支援事業等との連携を推進するため、関係機関への周知等が必要である。

2. 日常生活自立支援事業（厚生労働省におけるこれまでの対応）

「日常生活自立支援事業関連諸制度との役割分担検討チェックシート」の周知

- 令和2年度社会福祉推進事業で策定した役割分担チェックシートに、令和3年度社会福祉推進事業で活用上の留意点等を追加・整理。
- 令和4年度以降、成年後見制度利用促進体制整備研修「基礎研修」において、チェックシート及び活用上の留意点等を周知。

【基礎研修（概要）】

（対象（R7））

市町村、中核機関、**市町村社会福祉協議会**等の職員、希望する都道府県担当職員、都道府県専門アドバイザー、**都道府県社会福祉協議会**職員 等

（内容等）

○権利擁護支援の基本理念と、地域連携ネットワークの全体像の理解を目的に実施。

○相談対応・関連制度の基礎講義と、地域連携ネットワーク、市町村長申立て、意思決定支援、広報、**権利擁護支援ニーズの精査と支援へのつなぎ**、協議会運営等に関する事例演習を実施。

（延べ受講者数）	1,058名(R2)	355名(R3)	1,164名(R4)	1,133名(R5)	1,064名(R6)	607名(R7)	5,381名(合計)
----------	------------	----------	------------	------------	------------	----------	------------

契約締結判定ガイドラインの見直し

○令和4年度・5年度社会福祉推進事業（日常生活自立支援事業の効果的な実施方策等に関する調査研究事業）において、契約締結判定ガイドラインに関し、契約締結までの時間短縮、利用希望者の意思尊重、**専門員の業務の効率化等**を目的に、**対象、項目、実施方法等の変更について提案。**

○令和6年度、「今後の権利擁護支援体制のあり方検討委員会」（全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会の専門委員会）の協力を得て、社会福祉推進事業の提案を踏まえた**契約締結判定ガイドラインの改正案を検討し、都道府県社会福祉協議会にも意見照会を実施。**

○**令和7年6月、改正通知（契約締結判定ガイドラインの見直し）発出。**

（主な変更点）

事業実施にあたっての留意点の明確化	訪問調査前（準備段階）の留意点の新設	質問項目の整理	意思決定支援を重視	モニタリング（3か月後の訪問調査）の充実	支援チームの役割
-------------------	--------------------	---------	-----------	----------------------	----------

予算事業

○成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業（R4年度から開始）

判断能力が不十分な本人の置かれた状況に応じた適切な支援を受けられるよう、日常生活自立支援事業から成年後見制度等への適切な移行を進める取組など、**成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等との連携強化に取り組む。**

3. 制度改正の議論①

社会保障審議会福祉部会報告書(令和7年12月18日)(抄)

(基本的な考え方)

- 高齢者を中心として単身世帯等の増加が見込まれる中、頼れる身寄りがいないことにより、これまで家族・親族等が担ってきたと考えられる日常的な手続等への支援(例えば金銭管理や福祉サービス等利用に関する日常生活の支援、円滑な入院・入所の手続等の支援、死後事務の支援等)が受けられないことが生活上の課題として顕在化してきている。
- また、現在、判断能力が不十分な人の法律行為を支援する成年後見制度について、法制審議会民法(成年後見等関係)部会において見直しに向けた調査審議が進められている。第二期成年後見制度利用促進基本計画(令和4年3月25日閣議決定。以下「第二期基本計画」という。)では、成年後見制度の見直しの検討をより深めていくためにも、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていくこと等が求められており、地域福祉における新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討等を進めることとされている。
- 頼れる身寄りがいない高齢者等も、判断能力が不十分な人も、人生の最期まで安心して歳を重ね、自分らしく地域で自立した生活を送るためには、日常的な金銭管理支援、福祉サービス等の利用支援、入院・入所手続支援などの生活支援や、死後事務の支援が必要という点は共通している。こうした支援を、全国どこでも・誰もが安心して利用できるようにする方策についての議論を行い、地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめにおいて、対応の方向性が示された。
- これに加え、第二期基本計画では、判断能力が不十分な人を支える権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進めることとされており、そのコーディネートを担当中核機関について、「成年後見制度等の見直しの検討と併せて、中核機関の位置付け及びその役割にふさわしい適切な名称を検討する」ことが求められている。
- こうした基本的な認識の下で、個別の論点((1)新たな事業、(2)中核機関の位置付け等)について、議論を行った。

3. 制度改正の議論②

社会保障審議会福祉部会報告書(令和7年12月18日)(抄)

(1) 新たな事業について (現状と課題)

- これまで家族・親族等が担ってきたと考えられる日常生活支援、入院・入所の手続等支援、死後事務の支援等がないため、必要なサービスの利用等が困難な場面が生じており、こうした課題に対応することが必要とされている。
- いわゆる「高齢者等終身サポート事業」はこうしたニーズへの対応策の一つであるが、一定程度の費用が必要となることもあるため、資力が十分でない者も利用できる事業が求められている。また、そうした事業は、資力の有無に関わらず利用できるようにすべきとの指摘もある。
- 現在、社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業(※)(以下「日自事業」という。)は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な人に対して、専門員が作成した支援計画の下で、地域住民が生活支援員として本人に寄り添い、見守り、意思決定支援を行いながら適切な金銭管理等を支援することで、尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助のしくみであり、これにより地域福祉が推進されている。
※ 社会福祉法上の福祉サービス利用援助事業
- 一方で、地域によって日自事業の待機者が生じていることや利用者数にばらつきがあること、また、日自事業を支える専門員や生活支援員の充足状況等に課題があることも指摘されている。そのため、新たな事業の検討に当たっては、現在の日自事業の実施状況や社会福祉協議会の実践の経験を十分に踏まえる必要がある。

(対応の方向性)

- 頼れる身寄りがない高齢者等への対応や総合的な権利擁護支援策の充実を図るため、福祉サービス利用援助事業を拡充・発展させて、日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援などを提供する新たな第二種社会福祉事業(以下「新たな事業」という。)を社会福祉法に位置づけ、一定の公的関与の下、社会福祉協議会や社会福祉法人等の多様な実施主体が事業を実施できるようにすることが必要である。
- なお、新たな事業による支援を通じて、地域の高齢者等のニーズに的確に对应していくためにも、地域福祉の推進に係る市町村の責務の一環として、地域の実情に応じた支援体制を構築することが必要である。
社会福祉法第 106 条の3第1項に基づき、市町村は地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に努めることとされているが、頼れる身寄りがない高齢者等への支援についても同条の「地域生活課題」に含まれると明確にした上で、具体的な対応として、
 - ① 社会福祉法第 106 条の3第2項に基づく包括的な支援体制の整備のための「大臣指針」に頼れる身寄りがない高齢者等の支援に係る市町村の役割等に関する事項を明記するとともに、
 - ② 社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画の「計画策定ガイドライン」において、頼れる身寄りがない高齢者等の支援に係る事項を明記することが適当である。

3. 制度改正の議論③

社会保障審議会福祉部会報告書（令和7年12月18日）（抄）

<新たな事業の内容>

- 新たな事業は、判断能力が不十分な人や頼れる身寄りがない高齢者等が地域で安心して自立した生活をし続けられるよう、生活上の課題に関する支援を行う事業とすることが必要である。その際、資力が十分でなくても支援の必要性がある者が利用できるようにする観点から、利用者のうち一定割合以上が無料又は低額の料金で利用できる事業（以下「無低事業」という。）とすることが必要である。
- 事業の対象者については、判断能力が不十分な人や頼れる身寄りがない高齢者等とし、地域で自立した生活をし続けるために、生活上の課題に関して支援を要する者とすることが必要である。
また、身寄りがあっても、家族・親族等の関係は様々であり、一律に身寄りがある者を対象外とすることは適当ではないと考えられる。
- 無低事業の要件として、事業者において事業の利用者のうち一定割合以上が無料又は低額の料金で利用できるようにすることが適当である。
無料又は低額で利用できる資力の要件は、所得要件に加え、資産要件についても自治体のモデル事業における設定状況等を踏まえて設定することが適当である。
- 事業の実施主体が実施すべき事業内容については、①「日常生活支援」に加えて、②「入院・入所等の手続支援」と③「死後事務の支援」の少なくとも一方を実施することを求めることが適当である。ただし、実施主体において、必要と考える支援の実施を妨げるものではない。
- また、事業を実施するに当たっては、現在の判断能力が不十分な人に対する権利擁護の事業である日自事業と同様に、実施主体において利用者本人の意思決定支援も適切に確保することが重要である。

3. 制度改正の議論④

社会保障審議会福祉部会報告書（令和7年12月18日）（抄）

①「日常生活支援」は、地域での生活を営むのに不可欠な支援を行うことを目的とする事業とすること

＜事業内容の例＞

- ・定期連絡等の定期的な見守り
- ・一定額の預貯金出し入れ、福祉サービスの利用料や公共料金等の支払いなど、日常的な金銭管理
- ・福祉サービス利用の手続支援等の福祉サービスの利用援助
- ・通帳、年金・保険証書等の重要書類等の預かり

②「入院・入所等の手続支援」は、頼れる身寄りがいなくても、入院・入所や退院・退所の手続が円滑に進められることを目的とする事業とすること

＜事業内容の例＞

- ・契約の立会や付添など、入院・入所又は退院・退所の手続時の支援
- ・緊急連絡先の提供
- ・入院費用の支払代行

③「死後事務の支援」は、利用者が亡くなられた後、死後の事務が円滑に進められるよう、事前に準備しておくことを目的とする事業とすること

＜事業内容の例＞

- ・葬儀（火葬）・納骨・家財処分の契約手続の支援及び契約履行の確認
- ・資格喪失手続、各種証書返却等の行政官庁への届出
- ・公共料金の収受機関等への連絡

○ 事業の実施は、本人又は代理人と実施主体との契約締結により行われるものであること。このため、本人が契約する場合には、本人がその契約の内容と結果を認識し、判断する能力を有していることが必要である。

○ 利用料については、原則として利用者負担とし、無料又は低額で利用できる要件に該当する者に対しては、利用料を減免することが適当である。

ただし、葬儀・納骨・家財処分に係る費用の実費相当は利用者が負担することが適当である。

個々の利用料の水準については、各地の賃金動向や新たな事業の運営に必要な利用料収入を確保する観点等を踏まえ、各実施主体において設定することが適当である。部会においては、利用料金が高額にならないよう検討が必要との意見もあった。

○ 新たな事業は第二種社会福祉事業であり、事業の実施主体に制限はなく、多様な主体が参入することが重要である。

ただし、都道府県の区域であまねく事業が実施されるようにするため、現行の福祉サービス利用援助事業と同様、都道府県社会福祉協議会・指定都市社会福祉協議会においては、必要な事業を実施するものとするのが適当である。その際、これらの実施主体が安定的に事業を実施するために必要な体制を確保することが重要である。

3. 制度改正の議論⑤

社会保障審議会福祉部会報告書（令和7年12月18日）（抄）

- 第二種社会福祉事業は届出による事業であることから、実施主体は事業の開始に当たって都道府県知事へ届出を行い、都道府県知事は、必要に応じて事業経営の状況調査、制限、停止を行うことができる。また、実施主体が都道府県知事の命令に違反した場合は、罰則も適用される。

これについて、部会においては事業の実施主体に対する適切なチェック体制が必要との意見があった。

このため、新たな事業については、第二種社会福祉事業としての規律や、類似の事業で活用されている「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（令和6年6月）」の遵守に加えて、

- ① 社会福祉協議会が実施主体の場合は、運営適正化委員会が、事業の適正な運営の確保をするため、必要な助言または勧告を実施するとともに、
- ② 第二種社会福祉事業として、新たな事業を実施する実施主体において取り組むべき適正な事業運営の確保策を盛り込んだガイドライン等を国が示すことを検討することが適当である。

- 新たな事業については、今後の事業実施に向けて、丁寧な説明や十分な準備期間を設けることが必要である。特に社会福祉協議会が行う事業については、その具体的な内容等について、事業実施までの準備期間を通して、関係者との継続的な調整を行うことが適当である。

また事業の実施までの間に、以下について更に検討することが必要である。

- ・ 死後事務について相続等の法的な問題など専門的な対応を行う体制のあり方について検討すべきではないか。
- ・ 適時に入院入所手続や死後事務について対応するための体制への配慮が必要ではないか。
- ・ 事業の実施内容については、地域の実施主体の主体性や意向も反映されるよう検討すべきではないか。
- ・ 新たな事業について、実施主体が事業を実施するに当たっては、利益相反を指摘されることのないよう適切な運用について整理すべきではないか。
- ・ 入退院の手続の支援などにおいて、そもそも身元保証人が必要なのか 精査すべきではないか。
- ・ 現行の日自事業の利用者が希望する場合に継続して利用できるよう、利用者の状況に応じて利用料等における配慮が必要ではないか。

4. 福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業(概要)

頼れる身寄りがない高齢者の方や判断能力が不十分な方などが、**地域で安心して生活をするよう、日常の金銭管理をはじめとする日常生活支援、入院や入所の手続、亡くなった後の手続など、これまで家族や親族が担ってきた生活上の課題に対応する仕組みが求められています。**

見直し内容①

こうした課題に対応するため、**日常生活の支援や入院・入所の手続支援、死後の事務支援などを利用者のうち一定割合以上に無料または低額で提供する事業を、第二種社会福祉事業として位置付け、多様な主体が支援の提供を担えるようにします。**



対応すべき新たな課題

社会状況の変化

- ・単身世帯等の増加
- ・成年後見制度の見直しの動き

生活上の課題の例

- ・緊急連絡先がなく、入院等の手続が進められない
- ・医療費等の支払いが難しい
- ・亡くなった後の手続を行う人がいない
- ・空き家や家財の処分ができない

福祉サービス利用援助事業

対象者	判断能力が不十分な者
事業内容	日常生活支援 ・福祉サービスの利用援助 ・日常的な金銭管理サービス ・書類等の預かりサービス
利用料	無料又は低額

拡充・発展

法改正後

福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業

対象者	頼れる身寄りがない高齢者等 + 判断能力が不十分な者
事業内容	日常生活支援（福祉サービス利用援助事業同様） + 入院入所等手続支援 （例：手続支援、緊急連絡先の提供、費用の支払代行など） 又は 死後事務支援 （例：葬儀や納骨、家財処分の契約手続、行政への届出など）
利用料	資力の要件に該当する者は無料又は低額

見直し内容②

あわせて、福祉の各分野（介護・障害・生活困窮）における既存の支援体制に関しても、**頼れる身寄りがない高齢者等からの相談対応等を明確に位置付ける（※1）とともに、地域ケア会議の実施等を通じて関係者間の連携を推進（※2）し、課題解決を進めます。**

（※1）頼れる身寄りがない高齢者等への相談対応について、地域包括支援センターによる総合相談支援事業（高齢者分野）、生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮分野）、障害者相談支援事業（障害福祉分野）の対象として明確化等を行う

（※2）地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の協働・役割分担をさらに進めるため、介護予防ケアマネジメントについて、居宅介護支援事業所が市町村からの直接委託を受けて実施可能とする

4. 福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業 ～社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆・参議院)～

● 社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆議院)令和8年5月22日(金)(抄)

九、 頼れる身寄りのない高齢者等への新たな支援事業の実施に当たっては、市町村の責任と役割を明確化するため、大臣指針及び地域福祉計画ガイドラインに当該支援を明記した上で、新たな支援事業を市町村の包括的支援体制の中に位置付け、地域包括支援センター、生活困窮者自立相談支援機関、社会福祉法人、互助組織等との連携を含め、適切な役割分担を図ること。また、現行の日常生活自立支援事業における取扱いや実態も踏まえ、社会福祉協議会において、地域の実情に応じた適切な人員体制の確保が図られるよう、安定的な運営を可能とする必要な支援を検討すること。

十、 頼れる身寄りのない高齢者等への新たな支援事業の実施に当たっては、本事業が利用料収入による運営を原則としていることも踏まえつつ、低所得者や生活保護受給者が経済的理由によって必要な支援から漏れることのないよう、適切な利用料の設定や減免措置の在り方を検討すること。併せて、行政による実施主体の指導監督、利用者の権利擁護など適正な運営を担保するための必要な体制の確保に取り組み、本人の事前同意に基づく事業者による死亡の届出を円滑化する運用の整備等、死後事務支援の実効性確保に必要な措置を講ずること。また、当該事業の具体的な制度設計に当たっては、対象者の範囲、支援内容、利用者との契約の在り方、死後事務の範囲及び相続関連事務との切り分け等について、これまでの実践の蓄積を有する社会福祉協議会をはじめ、福祉、医療、法律等の関係者が参画し、検討を行う場を設けること。併せて、対応困難なケースが社会福祉協議会に集中することのないよう、社会福祉法人や民間事業者を含む多様な担い手の参画を促すこと。

● 社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(参議院)令和8年6月18日(木)(抄)

六、 頼れる身寄りのない高齢者等への新たな支援事業の実施に当たっては、本事業が利用料収入による運営を原則としていることも踏まえつつ、低所得者や生活保護受給者が経済的理由によって必要な支援から漏れることのないよう、適切な利用料の設定や減免措置の在り方を検討すること。また、当該事業の具体的な制度設計に当たっては、対象者の範囲、支援内容、利用者との契約の在り方、死後事務の範囲及び相続関連事務との切り分け等について、社会福祉協議会を始め、福祉、医療、法律等の関係者が参画し、検討を行う場を設けること。併せて、社会福祉協議会における適切な人員体制の確保が図られるよう、安定的な運営を可能とする実情を踏まえた必要な支援を検討するとともに、対応困難なケースが社会福祉協議会に集中することのないよう、社会福祉法人や民間事業者を含む多様な担い手の参画を促すこと。さらに、いわゆる「高齢者等終身サポート事業」については、トラブル未然防止の観点から、優良事業者認定制度の創設等、品質確保のための方策を検討すること。

七、 成年後見制度や日常生活自立支援事業における権利擁護支援体制の強化に当たっては、市町村が設置する地域権利擁護相談支援センターが中核機関としての機能を発揮できるよう、必要な支援を講ずること。

4. 福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業 ～民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆・参議院)～

●民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆議院)令和8年5月22日(金)(抄)

- 一、 本法施行後の成年後見制度の円滑な運用及び利用の促進のため、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、その運用状況について公表するとともに、制度利用の申立てが適切に行われるよう、附則第十条を踏まえ不断に検証し、その支援をするための方策について検討を行い、必要に応じて、その結果に基づき所要の措置を講ずること。
- 二、 改正後の成年後見制度の利用に当たっては、障害者の権利に関する条約第十二条の趣旨を踏まえ、従来以上にノーマライゼーション及び自己決定権の尊重等の基本理念を十分反映させるため、特定補助の仕組みが真に必要な人に適切に利用されるよう、成年後見制度の趣旨及び内容について、関係者をはじめ広く国民に理解されるよう周知・広報の徹底に努めること。また、地域における権利擁護支援を担う地方公共団体及び関係機関において必要な研修その他の取組を行うこと。
- 五、 成年後見制度の利用を終了することが可能となることに伴い、判断能力が不十分な者が成年後見制度の利用を終了した後においても、高齢者・障害者福祉及び金融包摂の観点から、地域において必要な支援を受けることができるよう、第二種社会福祉事業による支援など本人を支援する施策の充実を図るとともに、関係機関の連携強化を図ること。また、市町村において権利擁護支援に関する中核的な役割を果たす中核機関について、その目的及び業務の内容の周知を図るとともに、全市町村において設置され、十分な相談機能を発揮できるよう努めること。
- 十五、 次期成年後見制度利用促進基本計画の策定に当たっては、本法の趣旨及び国会における議論を十分に踏まえ、改正後の制度が適正かつ円滑に運用されるよう検討すること。
- 二十、 成年後見制度の利用を終了することが可能となることに伴い、判断能力が不十分な者が制度の利用を終了した後においても地域において引き続き適切な支援を受けることができるよう、関係機関の連携を促進すること。また、市町村において権利擁護支援に関する中核的な役割を果たす中核機関について、その内容の周知を図るとともに、全市町村において設置されるよう努め、適切な相談機能を確保すること。

●民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(参議院)令和8年6月16日(火)(抄)

- 二、 成年後見制度の利用終了後においても、判断能力が不十分な者が地域において必要な支援を継続して受けることができるよう、高齢者福祉、障害者福祉及び金融包摂の観点から、第二種社会福祉事業による支援を含む権利擁護支援施策の充実及び関係機関の連携強化を図ること。また、市町村において権利擁護支援の中核的役割を担う中核機関について、全市町村での設置及び十分な相談機能の発揮に努めること。
- 十五、 両法施行後の成年後見制度の円滑な運用及び利用の促進のため、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、その運用状況について公表するとともに、制度利用の申立てが適切に行われるよう、民法等の一部を改正する法律附則第十条を踏まえ不断に検証し、その支援をするための方策について検討を行い、必要に応じて、その結果に基づき所要の措置を講ずること。
- 十八、 次期成年後見制度利用促進基本計画の策定に当たっては、両法の趣旨及び国会における議論を十分に踏まえ、改正後の制度が適正かつ円滑に運用されるよう検討すること。

4. 福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業 ～経済財政運営と改革の基本方針の記載～

経済財政運営と改革の基本方針2026「責任ある積極財政」元年～日本の挑戦を起動する！～

令和8年7月21日（抄）

第2章日本の成長力強化と安全・安心の確保

1. 「強い経済」の実現

(4) 人材力の強化・人材総活躍

(人材総活躍・誰一人取り残されない社会の実現)

若者や女性を含めた労働者の「働きがい」と「働きやすさ」の向上に向けて、男女間賃金差異の是正等に向けた職場の雇用管理上の問題への対応、「成長戦略」分野における女性活躍、仕事と育児・介護等との両立支援、性差に基づく健康問題への対応、女性の活躍を阻む固定的な性別役割分担意識等の解消等について、関連する基本計画等に基づく取組を強力に進める。「地域働き方・職場改革」等を通じて地方公共団体の関連する取組も後押しする。さらに、就職氷河期世代等の就業・処遇改善や社会参画を促すため、「新たな支援プログラム」の実施に取り組む。

誰一人取り残されない社会を目指し、孤独・孤立対策として、「重点計画」に沿って「予防」の観点を重視した居場所・つながりづくり等の対策に取り組むNPO等を支援する。

また、新しい成年後見制度の適正な推進や地域の権利擁護支援体制の確保を図るとともに、身寄りのない高齢者等、ひきこもりや困難な問題を抱える女性の支援、生活困窮者自立支援制度や自殺対策など地域共生社会の推進、障害者の自立及び社会参加等のための施策に取り組む。旧優生保護法補償金等の支給を着実に進める。

社会課題の解決に向けて、休眠預金等活用制度等を通じたNPO法人の支援、公益法人・信託による公益活動の促進、PFSの普及に取り組む。

4. 福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業 ～令和8年度における調査研究事業～

福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業の適正な事業運営の確保に向けたガイドラインの策定に向けた調査研究事業

(目的) 成年後見制度利用促進・権利擁護支援方策調査等事業 令和8年度当初予算額:22,838千円(受託者:株式会社日本総合研究所)

厚生労働省における総合的な権利擁護支援策の構築に向けた検討に資するため、判断能力が不十分な人が新たな事業を利用する場合の契約の有効性等について整理するとともに、既存の高齢者等終身サポート事業者における利用料金等の事業運営の現状や社会保障審議会福祉部会報告書の内容を踏まえた新たな事業のガイドラインの策定に取り組む。

(事業内容)

- (1) 判断能力が不十分な人における新たな事業の契約締結に必要な判断能力の程度及びその評価方法等の整理等
- (2) 新たな事業のガイドラインの検討等
- (3) 「高齢者等終身サポート事業」におけるモデル的な利用料金等の在り方の検討等

社会福祉協議会向けの福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業の実施マニュアル作成に向けた調査研究事業

(目的) 社会福祉推進事業 令和8年度予算額:10,000千円(受託者:社会福祉法人全国社会福祉協議会)

新たな第二種社会福祉事業については、多様な主体が実施できるようにすることが必要である一方、都道府県の区域であまねく事業が実施されるよう、社会福祉協議会において安定的に事業を実施するための実施マニュアルの策定に取り組む。

(事業内容)

現在の日常生活自立支援事業のマニュアルを改定し、福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業を社会福祉協議会が実施する際のマニュアルを作成。

調査検討に係る検討会の構成員(想定)

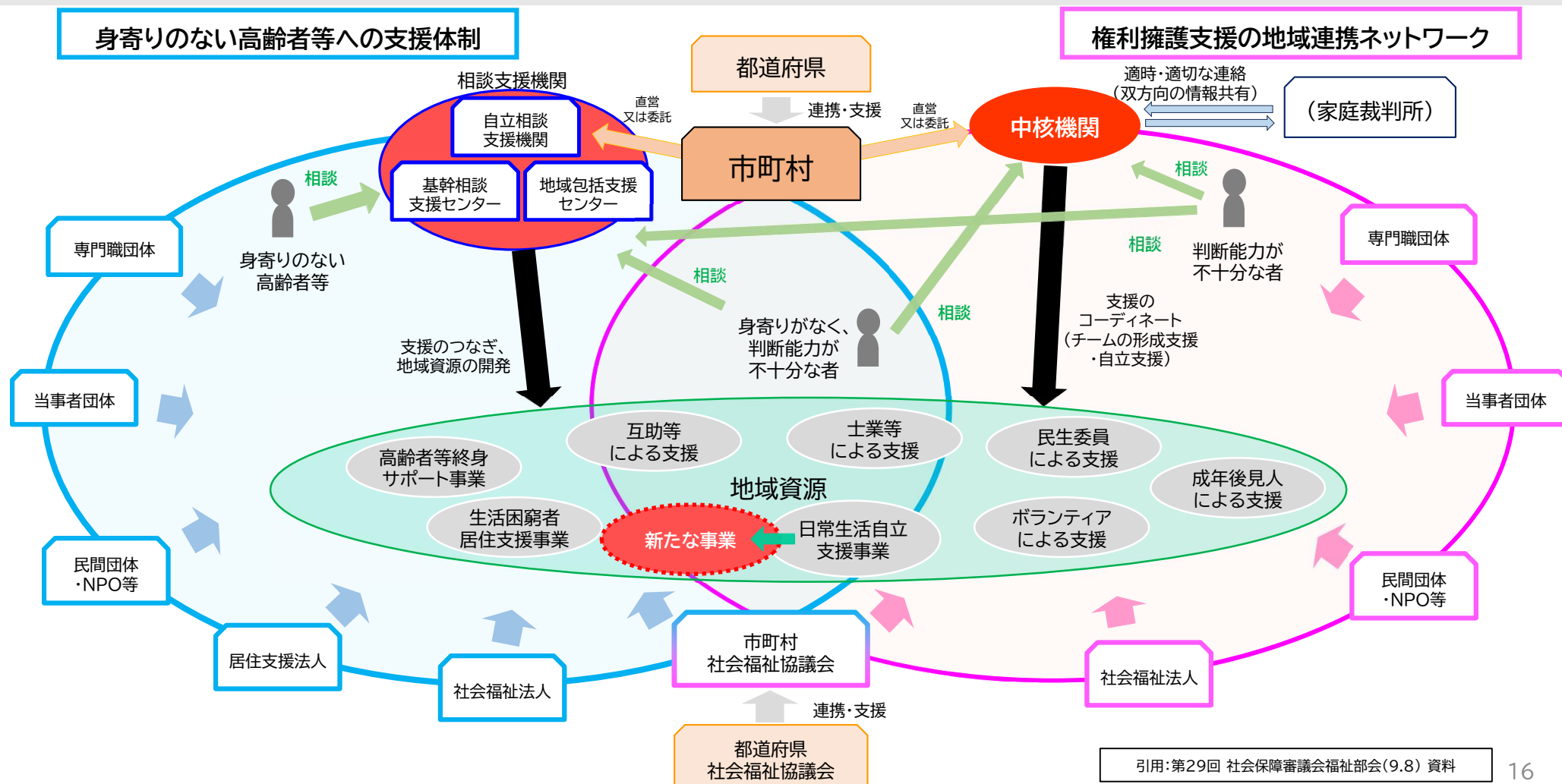
- ・ 学識経験者(民法、社会福祉等)
- ・ 権利擁護の実務経験者
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 自治体
- ・ 高齢者等終身サポート事業者

検討期間

令和8年度～令和9年度(予定)

4. 福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業(市町村単位での支援体制のイメージ)

- 身寄りのない高齢者等への支援に当たっては、主に市町村単位で設置される地域の相談支援機関への相談を端緒に、必要となる支援を検討し、支援の担い手につなぐことや、つなぎ先となり得る地域資源を開発することなどが必要。
- 判断能力が十分でなく権利擁護の必要性がある方への支援は、市町村・中核機関による権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を基盤として、関係機関において相談を受け付け、関係者間における必要な情報共有や支援方針の検討を通じて、成年後見制度や日常生活自立支援事業等を含めた地域の権利擁護支援策を調整し、チームによる適切な支援が行われるようにすることが必要。
- 市町村単位でのこうした支援体制を整備する観点から、必要な取組について検討。



4. 福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業 ～国会審議における政府答弁～

令和8年6月11日参議院厚生労働委員会における政府答弁(抜粋)の要約

- 今回の第二種社会福祉事業においては、先ほど御答弁差し上げたが、社協の体制については、現在の福祉サービス利用援助事業における取扱い、こういったものも参考にしながら、また、様々な点も考慮し、今後の予算編成過程で必要な対応を検討していきたいと思っている。
- また、研修という点においては、事業の質を確保するために担い手の資質の向上が重要ということで、今後、調査研究事業を活用して、本事業の具体的な制度設計と併せて、厚生労働省が実施している権利擁護支援研修への反映等、国としても業務運営に関わる人材の養成の方策について検討していきたいと思っている。

令和8年6月18日参議院厚生労働委員会における政府答弁(抜粋)の要約

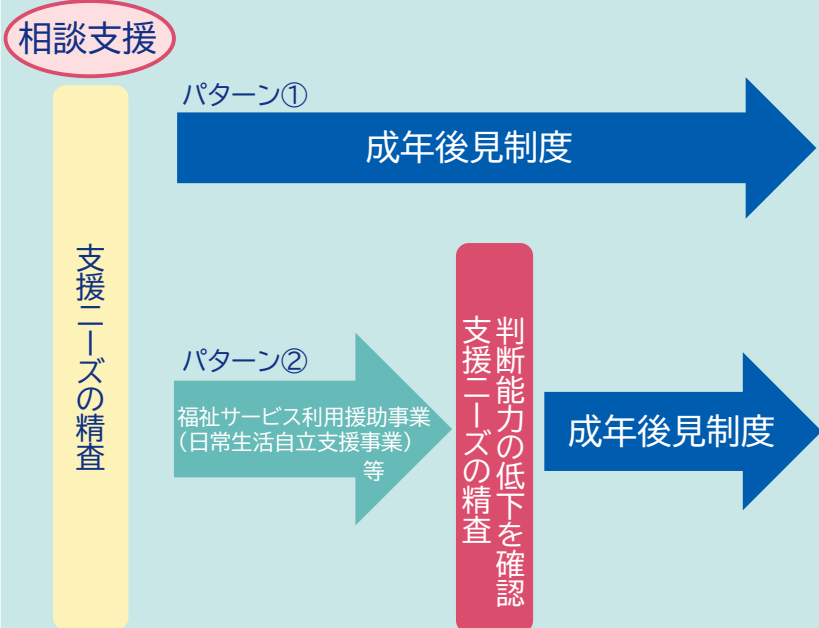
- 頼れる身寄りがない高齢者等を地域全体で支援する体制の整備については、包括的な支援体制の整備を行う市町村がその責務の一環として地域の実情に応じて体制整備を行っていくことが重要だと考えている。
- また、頼れる身寄りのいない高齢者等への支援に当たっては、市町村単位で設置される相談支援機関への相談を端緒として必要となる支援につなぐことが考えられ、福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業はその重要なつなぎ先の一つになり得ると認識している。
- 本事業の開始後の届出義務に基づき、都道府県が把握した本事業を実施する事業者の情報について、市町村においても把握すること、こういったことは有用だと考えている。

5. 補助の制度と福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業等との関係性(イメージ)

民法等改正法の施行後、地域における権利擁護支援の在り方はより多様化していくことが見込まれる。

これまでの支援のイメージ(法改正前)

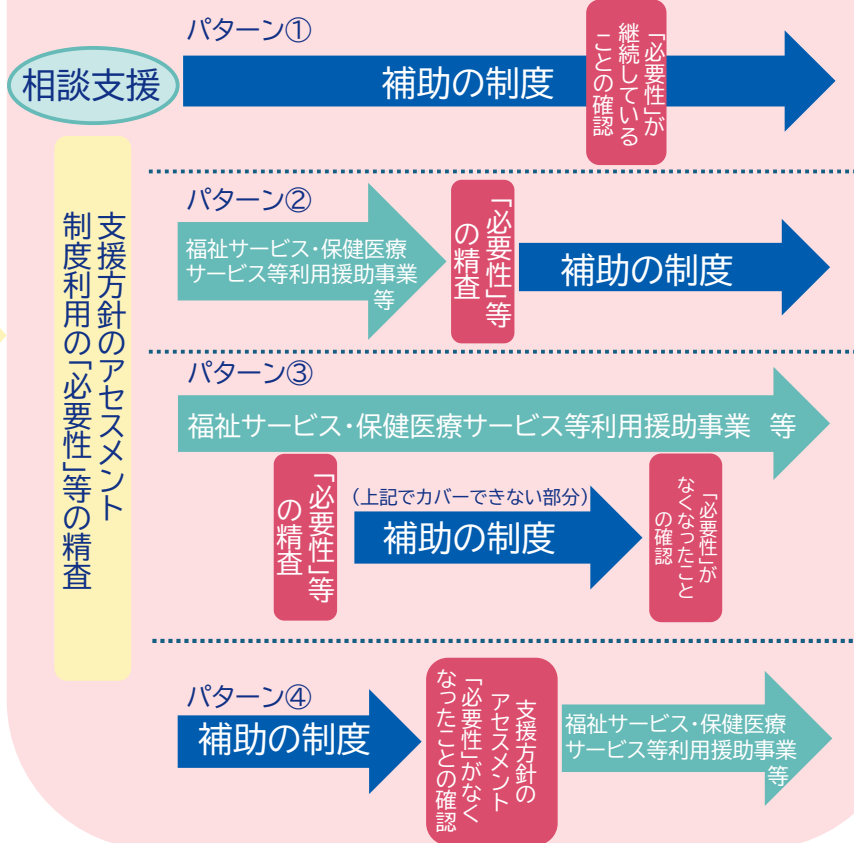
これまでは、成年後見制度を利用した後に別の支援に移行することは、基本的に想定されなかった。



※ 法改正後も旧制度の利用を継続できる。

これからの支援のイメージ(法改正後)

法改正後は、補助の制度と他の支援との併用や、補助の制度の利用後に別の支援に移行することも想定される。



支援方針のアセスメント(新制度への移行も含む。)を適切に行うことや地域資源を充実させることが重要

6. 権利擁護支援策と家計改善支援事業との連携について

(「家計改善支援事業と日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護支援策との連携について」令和7年4月1日各都道府県・市区町村生活困窮者自立支援制度主管部(局)長・民生主管部(局)長宛て厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)

【連携に当たっての基本的な考え方】 ※家計改善支援事業:生活困窮者自立支援法に基づく事業

- ・ 家計改善支援事業を利用する生活困窮者の中には、本人の判断能力が不十分で日常生活に支障が生じている場合や、本人保護等の権利侵害からの回復支援の観点から金銭管理の支援が必要と考えられる場合があり、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護支援策における意思決定支援が重要な役割を果たす。
- ・ 生活困窮者自立支援制度担当部局・実施者と権利擁護支援策の担当部局・実施者が連携し、日頃より互いの施策の理解を深め、情報交換を行うことが極めて重要。

【連携体制の構築について】

- ・ 家計改善支援事業の実施者、自立相談支援機関、日常生活自立支援事業の実施者(社会福祉協議会)、中核機関(未整備の場合は市町村の成年後見制度利用促進担当部局)においては、相談者のつなぎ等に向けて、各制度について理解を深めるとともに、支援員・専門員・職員等が日常的に連絡や情報交換を行うことができる関係性の構築が重要。
- ・ 自治体の各制度の担当部局が中心となって、各制度の担当部局・実施者等間の連携体制の構築を進める。

(連携体制の構築に向けて考えられる方法)

- ① 研修会・勉強会の開催 …研修会等は、異動がある年度初めの実施が有効
- ② 生活困窮者自立支援制度の支援調整会議・支援会議への日常生活自立支援事業の専門員や中核機関の職員等の参画

<家計改善支援事業における対応>

- ・ 権利擁護支援策の必要性に係る検討
- ・ 権利擁護支援策へのつなぎ等
- ・ 情報提供する内容・方法等(相談段階で聞き取った内容／相談者の基本情報や判断能力の程度、支援経過が分かる資料、支援過程で作成した相談者の家計状況等が分かる資料) ※本人同意が必要

<権利擁護支援策における対応> … 日常生活自立支援事業の実施者や中核機関における対応

- ・ 家計改善支援事業からの照会・相談への対応
(家計改善支援事業実施者から、相談者の日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用について照会・相談があった場合の回答。
必要に応じて、相談者の状況把握のため、家計改善支援事業実施者の支援員と一緒に相談者の相談に対応する等の対応も検討。)

7. その他の権利擁護支援策の例

●任意後見制度

- 人生設計についての本人の意思の反映・尊重という観点から、任意後見制度が積極的に活用される必要。
- 民法等改正法では、任意後見制度について、補助の制度を開始しても任意後見制度の存続を許容する、家庭裁判所が明らかに任意後見監督人による監督の必要がないと認めるときは任意後見監督人の選任を不要とするなど、任意後見制度の使い勝手の向上に資する見直しが行われている。



- 少子高齢化が進行し、認知症高齢者が増加することが見込まれる中、本人の意思の反映・尊重や将来への備えという観点から、任意後見制度の活用がより重要になると考えられる。

●その他

- 金融包摂の観点での金融業界等における取組
- 消費生活センターによる消費者被害への対応や、法テラス及び法律専門職団体による法律相談 など

8. 現状・課題及び論点

現状・課題

- 第二期基本計画においては、成年後見制度の見直しの検討をより深めていくために、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要があるとされ、中間検証報告書においても、日常生活自立支援事業の実施体制の抜本的な強化等を図る必要があるとされた。これを踏まえ、役割分担チェックシートの周知、日常生活自立支援事業の実施方法等の見直し、成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携強化事業の実施などの取組を実施。
- また、社会保障審議会福祉部会報告書では、頼れる身寄りがない高齢者等への対応や総合的な権利擁護支援策の充実を図るため、現在の日常生活自立支援事業の課題や社会福祉協議会の実践の経験を十分に踏まえつつ、新たな第二種社会福祉事業を社会福祉法に位置付けるべきとされた。
- これらも踏まえ、社会福祉法等改正により、「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」が法に位置付けられた。同事業の運用の詳細については、今後の調査研究事業で検討・整理した上で、ガイドライン等により示すこととなる。
- 市町村においては、判断能力が不十分な者や頼れる身寄りがない高齢者等の支援体制を検討する中で、地域における支援ニーズと、「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」の実施主体を含めた地域資源の役割分担を整理し、必要な地域資源を充実させることが重要。
- 当該事業以外にも、総合的な権利擁護支援策の充実として、例えば、日常生活自立支援事業と家計改善支援事業との連携、任意後見制度の利用促進などの取組を行っているところ。

論点

- 民法等改正法の施行後も見据え、補助の制度以外の地域資源を充実させるために必要な対応について、どのように考えるか。
- 特に、都道府県、市町村、地域権利擁護相談支援センターそれぞれの役割分担に基づき「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」を適切に実施するための対応について、どのように考えるか。
- 民法等改正法の施行後の権利擁護支援において、補助の制度と「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」等の利用方法、関係性等について、どのように考えるか。

参考資料

ひと、くらし、みらいのために

「日常生活自立支援事業」の実施

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金:「日常生活自立支援事業」)

社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室(内線2228)

令和8年度当初予算 38億円(38億円)※内は前年度当初予算額

1 事業の目的

※令和7年度補正予算額 7.1億円(身寄りのない高齢者等の課題に対応するための試行的な取組に係るもの)

- 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、利用者本人との契約に基づき、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活を送ることができるようにする(※)とともに、従事者の資質向上のための取組及び福祉サービス利用援助事業の普及・啓発に関する取組も併せて行う事業を実施する〔日常生活自立支援事業〕。 ※福祉サービス利用援助事業

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

①福祉サービス利用援助事業

認知症高齢者等の判断能力が不十分な者に対して、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用等に関する援助を行い、併せて預金の払戻し等の日常的な金銭管理や、定期的な訪問による見守りを行う。

②福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質向上のための事業

①の福祉サービス利用援助事業の従事者に対する研修等を行う。

③福祉サービス利用援助事業の普及・啓発

<実施主体> 都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会 (事業の一部を委託可)

<基準額> 利用者数に応じて算定 <補助率> 1/2 <負担割合> 国1/2、都道府県・指定都市1/2

【参考】身寄りのない高齢者等の課題に対応するための試行的事業

(※令和7年度補正予算のみ計上)

- 日常生活自立支援事業の枠組みの中で、身寄りがいないなど、頼れる家族がいない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、以下の①②のいずれか又は両方の支援を行う。

①入院・入所等の円滑な手続等支援… 円滑に入退院・入退所をするために必要と考えられる支援

②死後事務の支援… 死亡した後に必要と考えられる、葬儀・火葬の手続等の事務支援

<実施主体> 都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会 (事業の一部を委託可)

<基準額> ①・②のいずれか実施:3,000千円(※)、①・②両方実施:6,000千円(※)

<補助率> 1/2 <負担割合> 国1/2、都道府県・指定都市1/2 ※委託先の取組に応じ加算

【○成年後見制度と権利擁護支援等の連携強化】

施策名: 身寄りのない高齢者等の課題に対応するための試行的事業

令和7年度補正予算額 7.1億円

社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室
(内線2228)

① 施策の目的

身寄りのない高齢者等への支援策として、関係審議会等で現行の日常生活自立支援事業を拡充・発展する形で実施する方向性が示されており、意欲ある社協における試行的な取組を実施し、社協の体制整備にあたっての課題を早急に整理する。

② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

都道府県社協・指定都市社協が実施する日常生活自立支援事業の枠組みの中で、身寄りがいないなど、頼れる家族がいない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、入院・入所等の手続支援や死後事務の支援を行う。

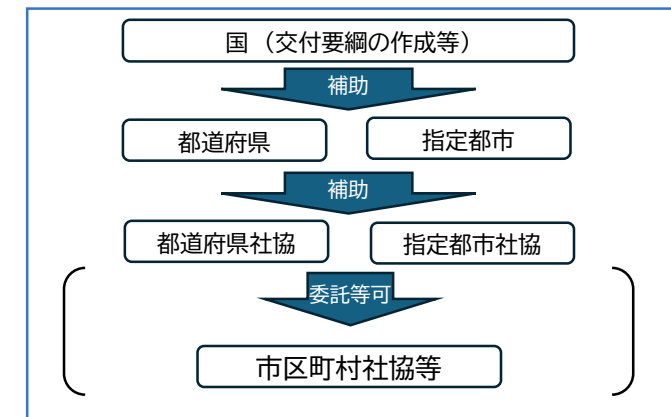
④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会
(事業の一部を委託可)

【取組内容】

日常生活自立支援事業の枠組みの中で、身寄りがいないなど、頼れる家族がいない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、以下の①②のいずれか又は両方の支援を行う。

- ①入院・入所等の円滑な手続等支援… 円滑に入退院・入退所をするために必要と考えられる支援
- ②死後事務の支援… 死亡した後に必要と考えられる、葬儀・火葬の手続等の事務支援

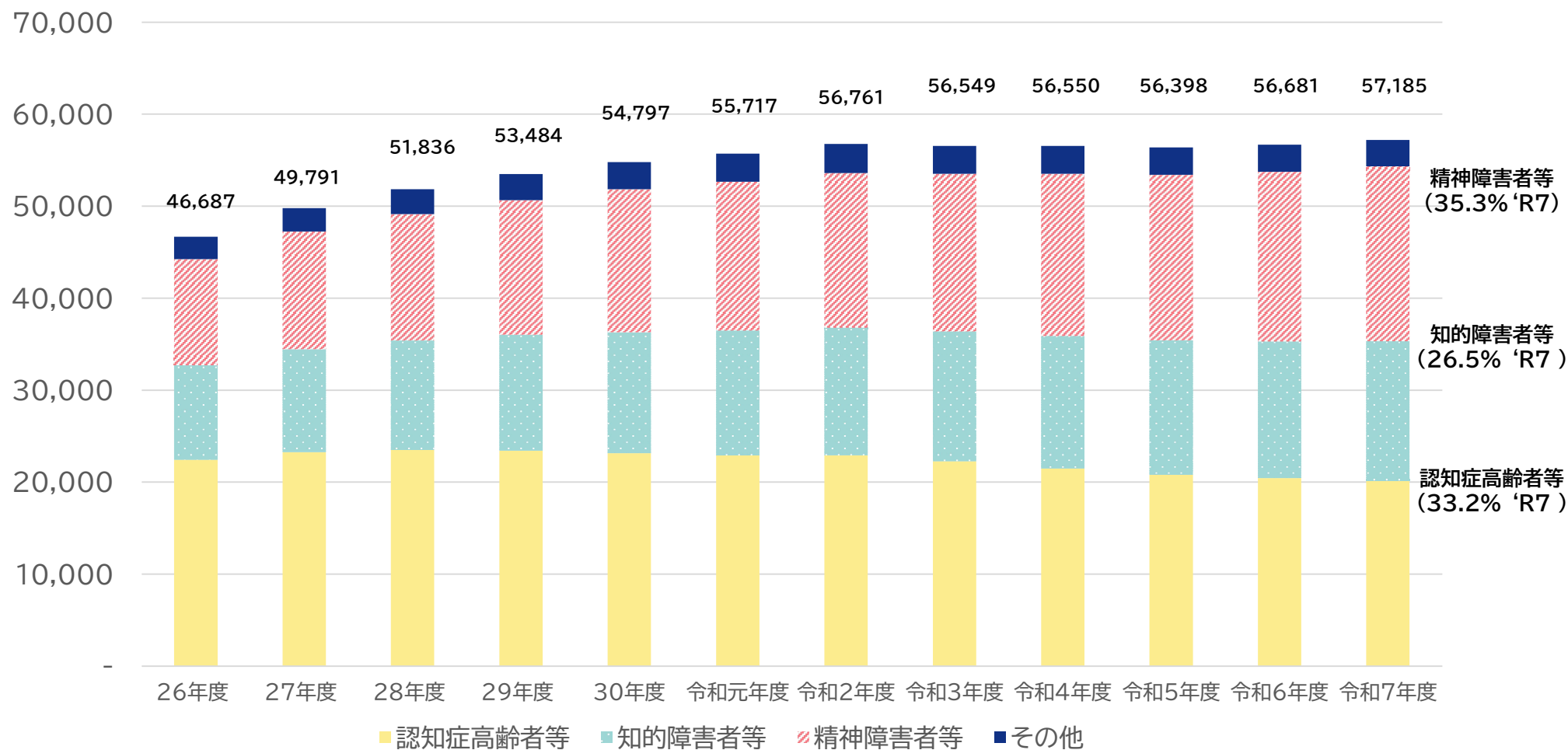


⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対応した支援が行われることにより、高齢期においても地域で安心して暮らせるようにする。

日常生活自立支援事業の実利用者数の推移

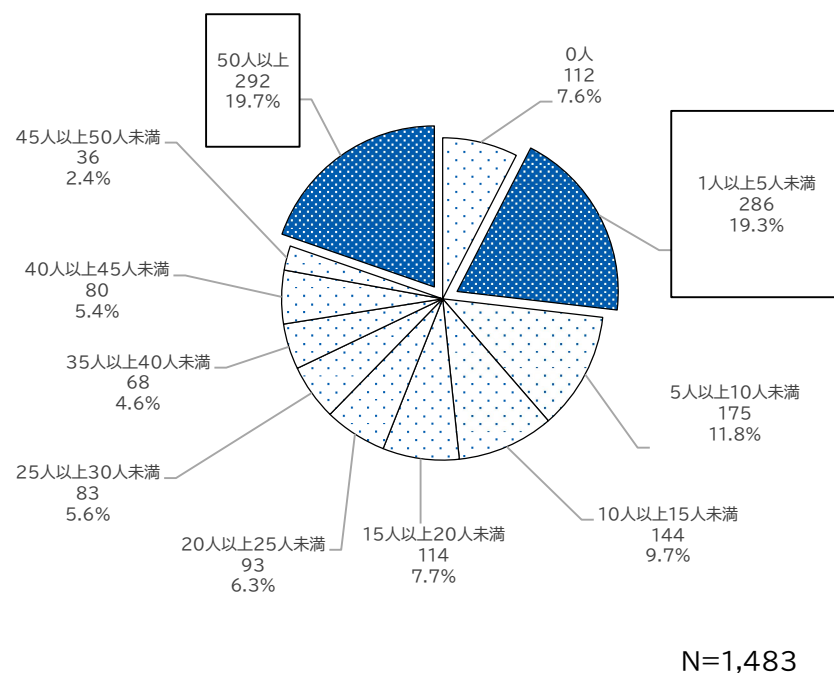
○ 日常生活自立支援事業の実利用者数



日常生活自立支援事業の実施体制について① 【契約者数、待機者数】

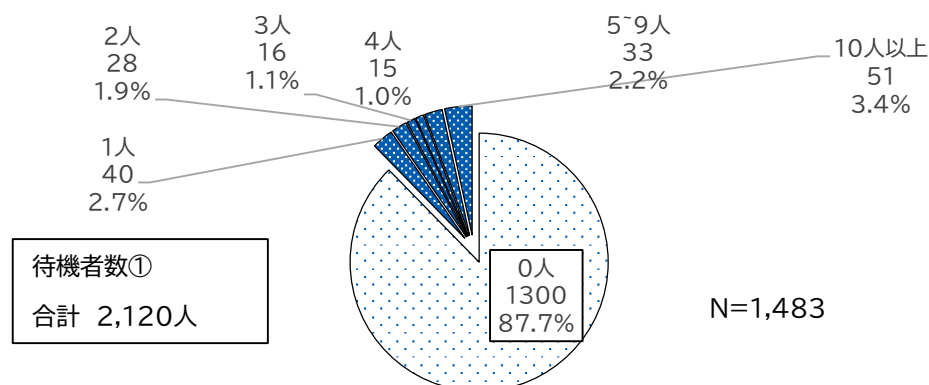
- 日自事業の契約者数は、50人以上(19.7%)が最も多く、次いで1人以上5人未満(19.3%)となっている。
- 1割強の社協が日自事業の待機者(※待機者の定義は以下①②のとおり)が存在すると回答している。

契約者数別社会福祉協議会数
(令和6年7月時点)

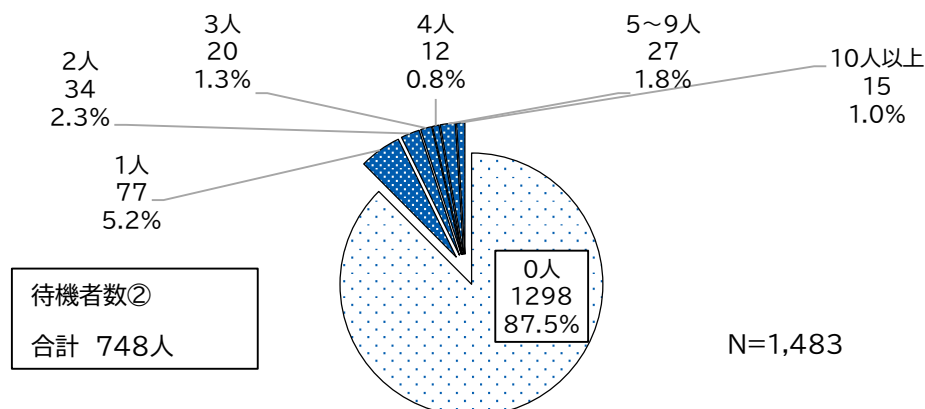


待機者数(令和6年11月1日時点)

①利用希望の相談を受けているが、社協の都合により、利用希望の相談を受けてから1か月以上初回面接に至っていないケース (社協ごとの集計)



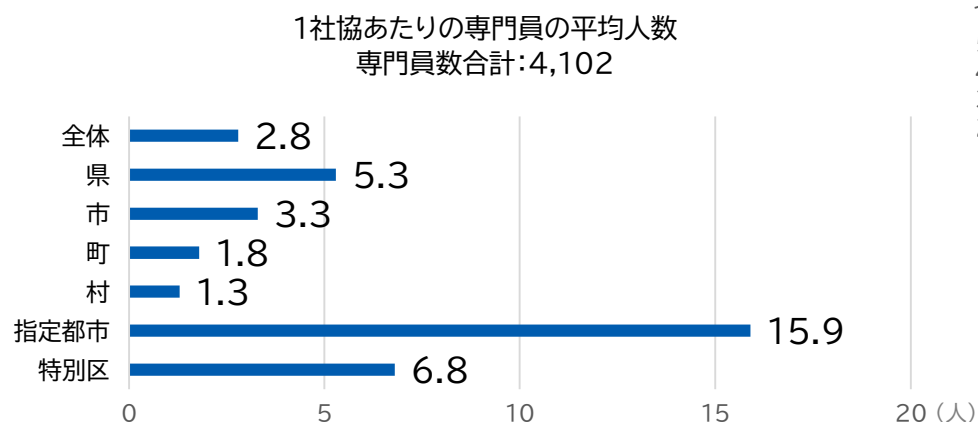
②初回面接を行ったが、社協の都合により、初回面接を行ってから2か月以上契約に至っていないケース (社協ごとの集計)



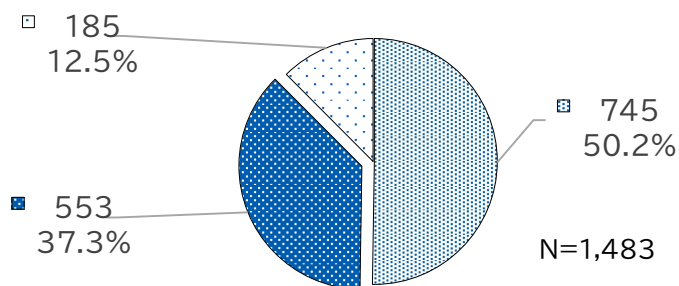
日常生活自立支援事業の実施体制について② 【専門員数、生活支援員数】

- 専門員の充足状況について、日自事業のニーズに対して不十分と回答した社協は37.3%となっている。
- 生活支援員の充足状況について、日自事業のニーズに対して不十分と回答した社協は49.4%となっている。

専門員

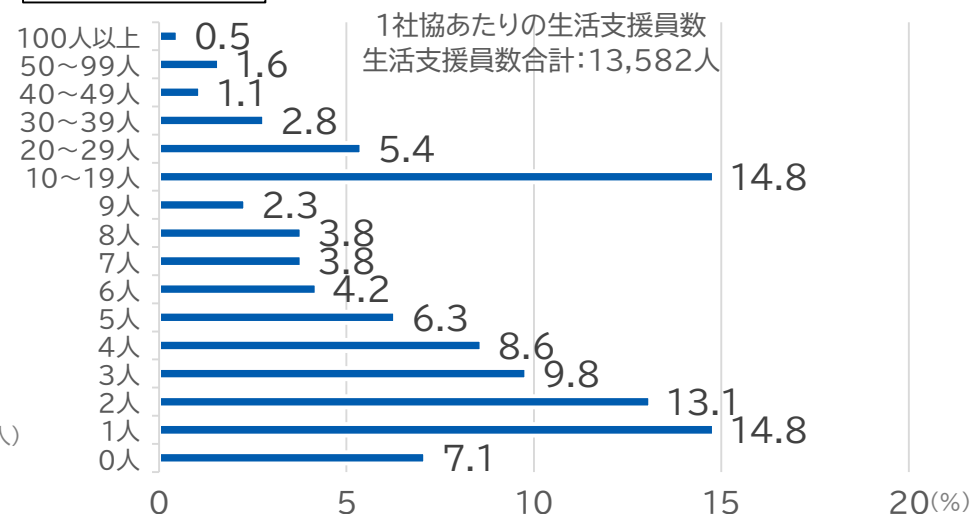


日自事業のニーズに対する専門員の充足状況

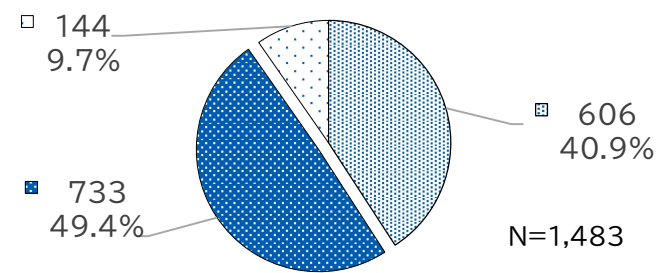


- ニーズに対して十分である
- ニーズに対して不十分である
- わからない

生活支援員



日自事業のニーズに対する生活支援員の充足状況

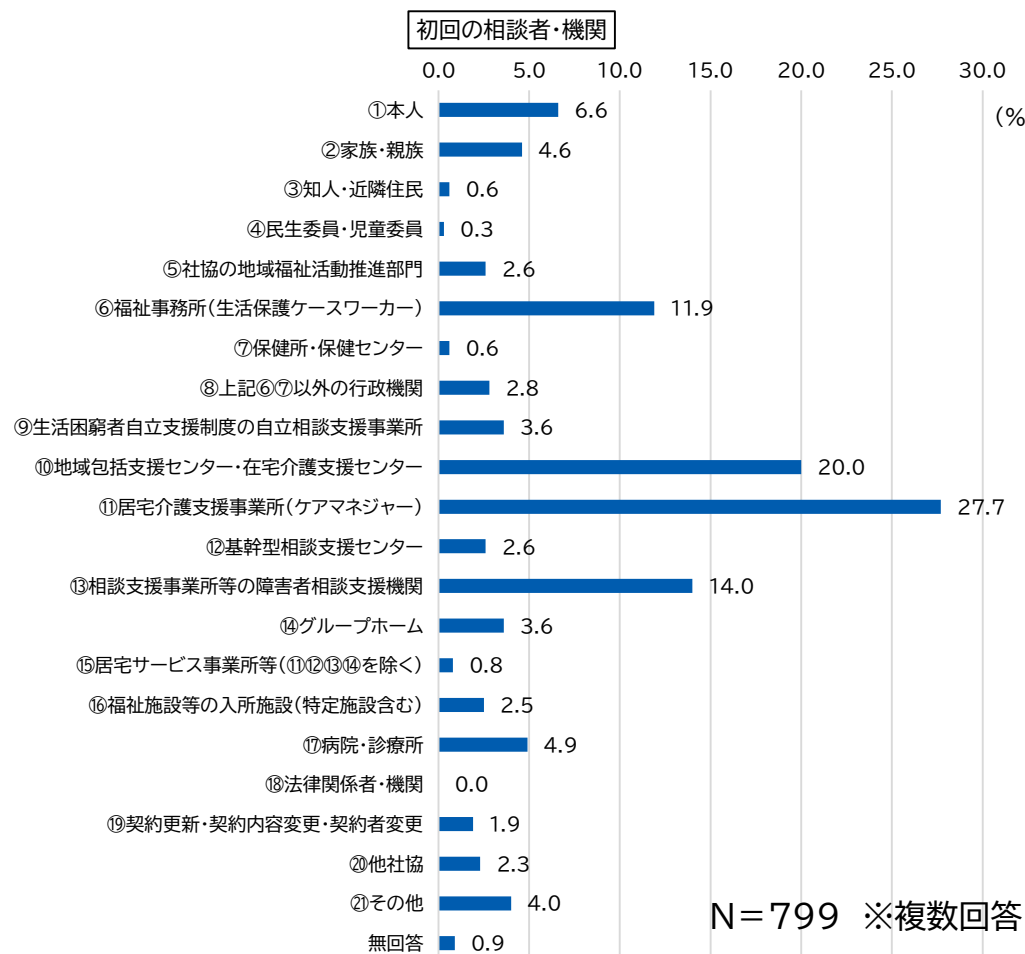


- ニーズに対して十分である
- ニーズに対して不十分である
- わからない

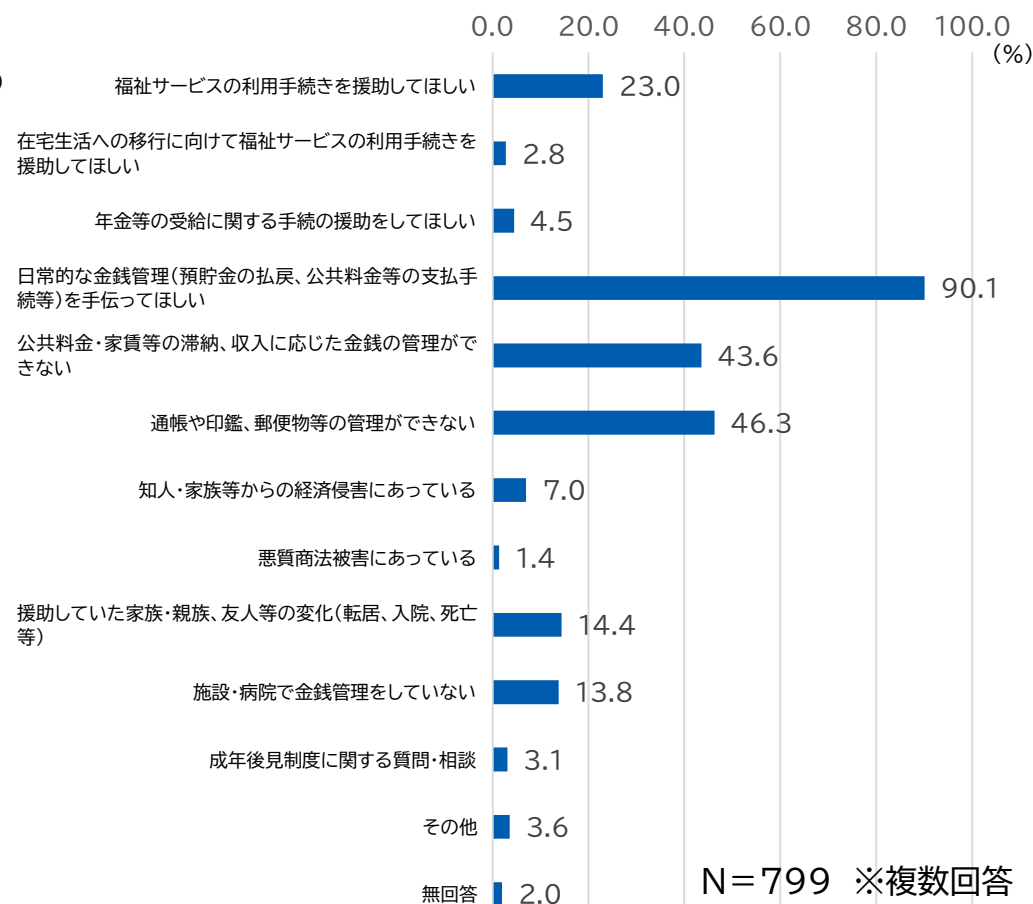
日常生活自立支援事業の利用者情報について①（令和6年7月の新規利用契約者の状況）

○ 初回の相談者・機関、初回相談時の主な相談内容

令和6年7月の新規利用契約者合計…799名



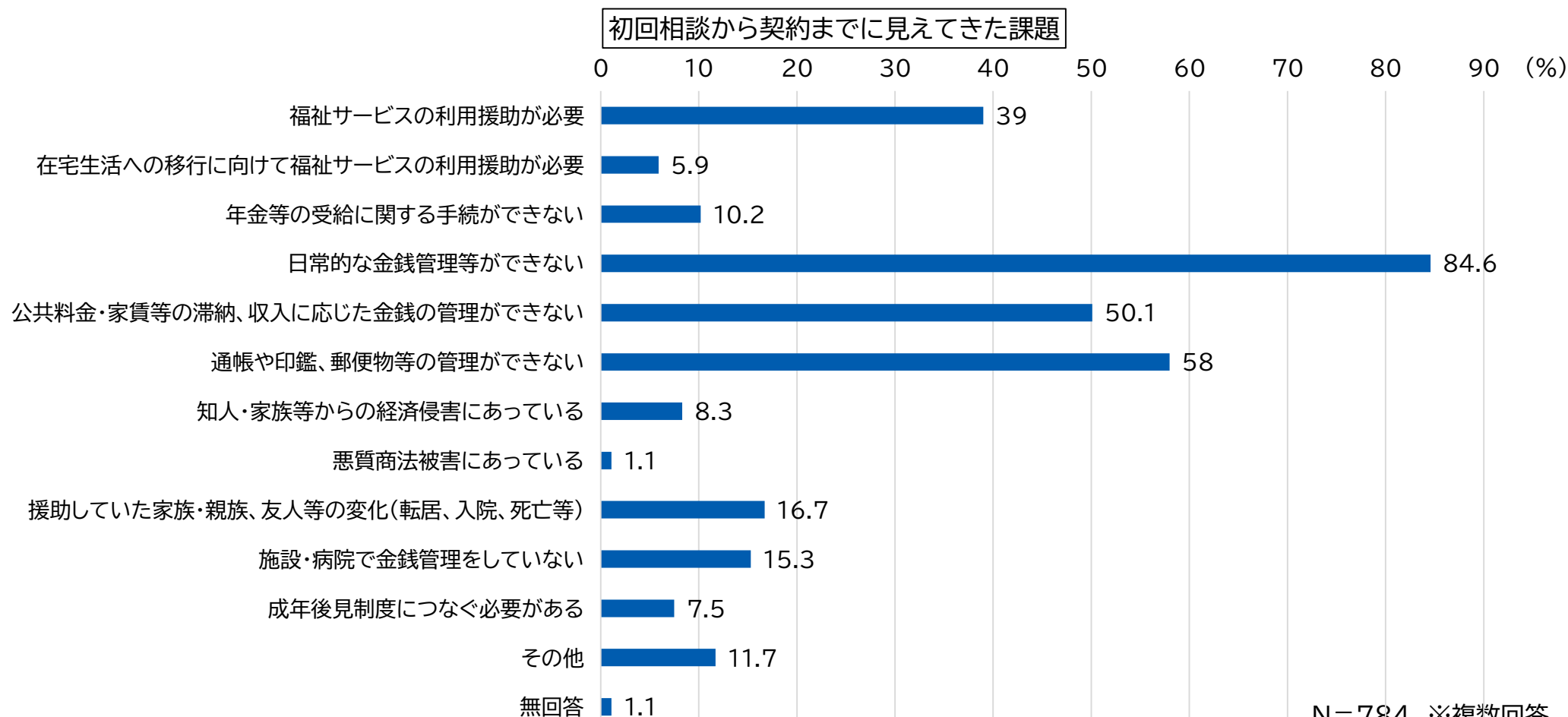
初回相談時の主な相談内容



日常生活自立支援事業の利用者情報について②（令和6年7月の新規利用契約者の状況）

○ 初回相談から契約までに見えてきた課題

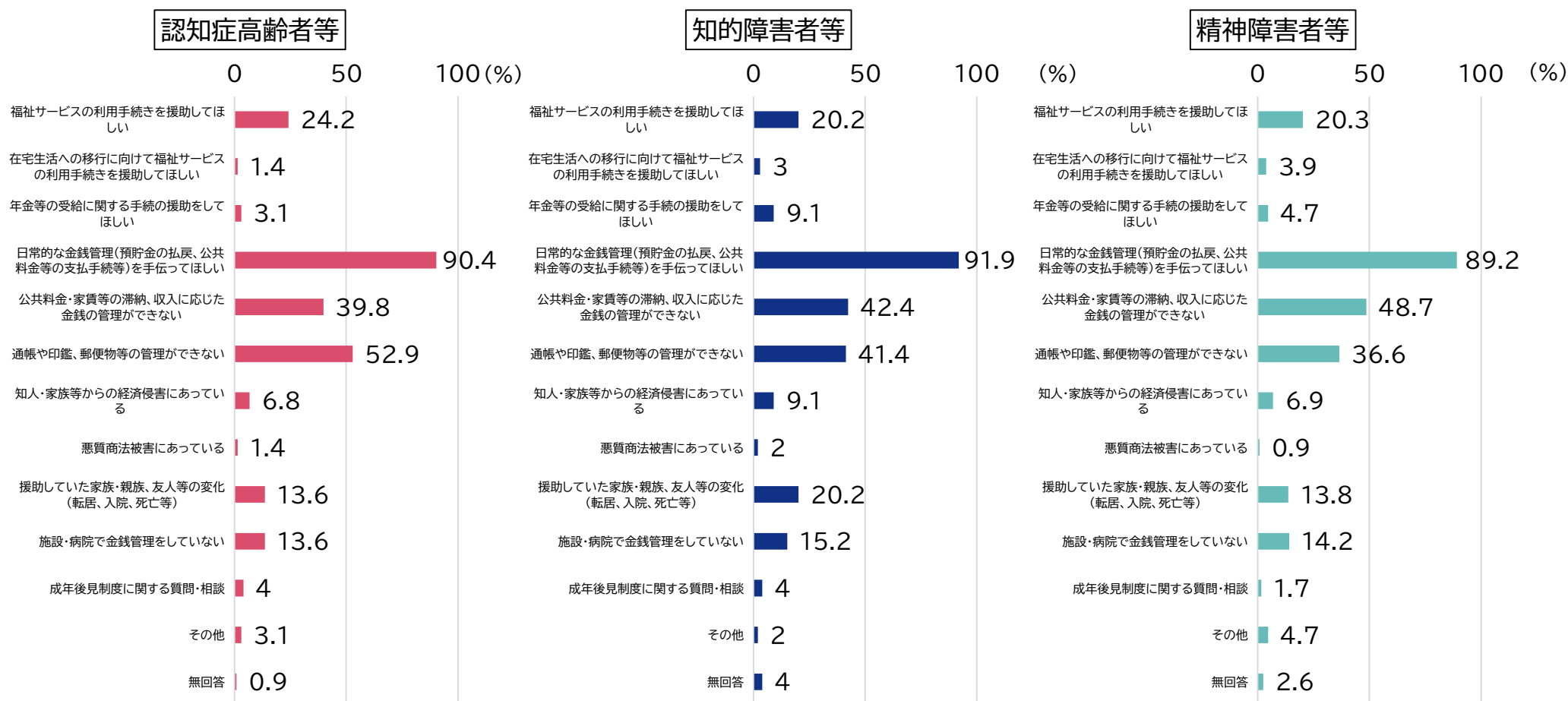
令和6年7月の新規利用契約者合計(799名)のうち、
初回相談で「契約更新・契約内容変更・契約者変更」15件を除いた784名



日常生活自立支援事業の利用者情報について③(令和6年7月の新規利用契約者の状況)

○ 利用区分と初回の相談時の主な相談内容

利用区分×初回の相談時の主な相談内容



N=799

※複数回答(利用者区分のうち、「その他」及び「無回答」を除く)

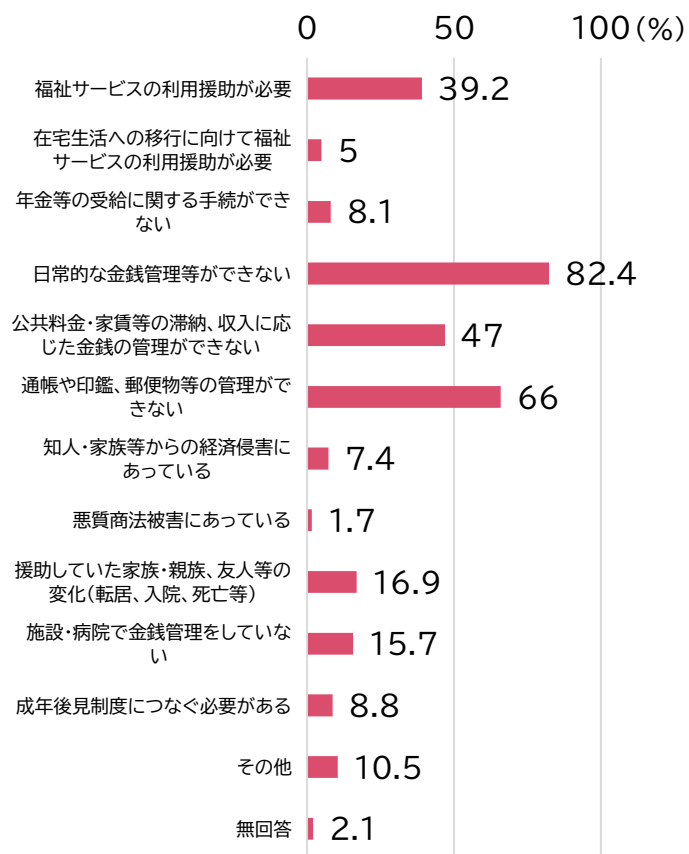
令和6年度日常生活自立支援事業利用状況調査(全社協) 30

日常生活自立支援事業の利用者情報について④（令和6年7月の新規利用契約者の状況）

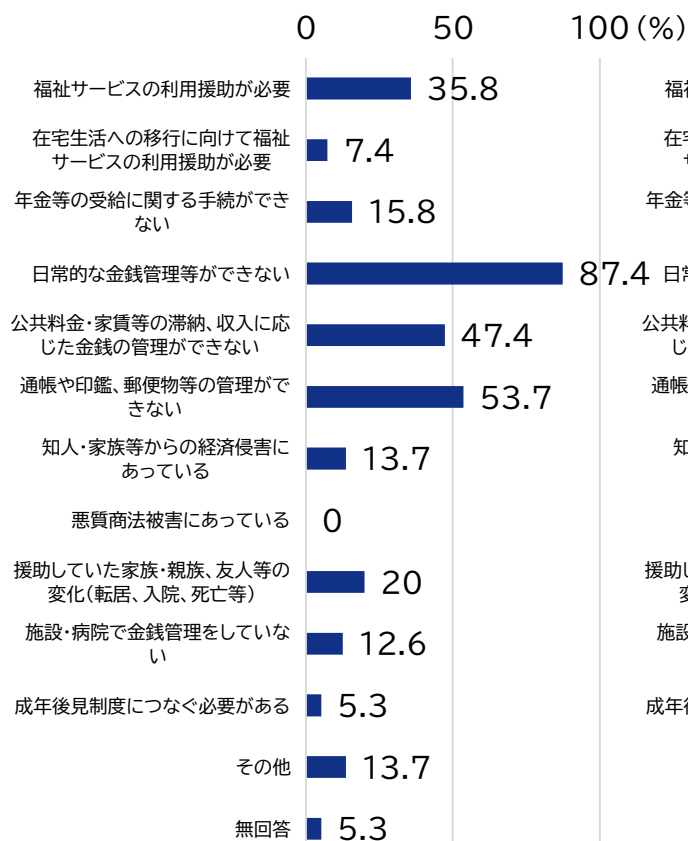
○ 利用区分と初回相談から契約までに見えてきた課題

利用区分×初回相談から契約までに見えてきた課題

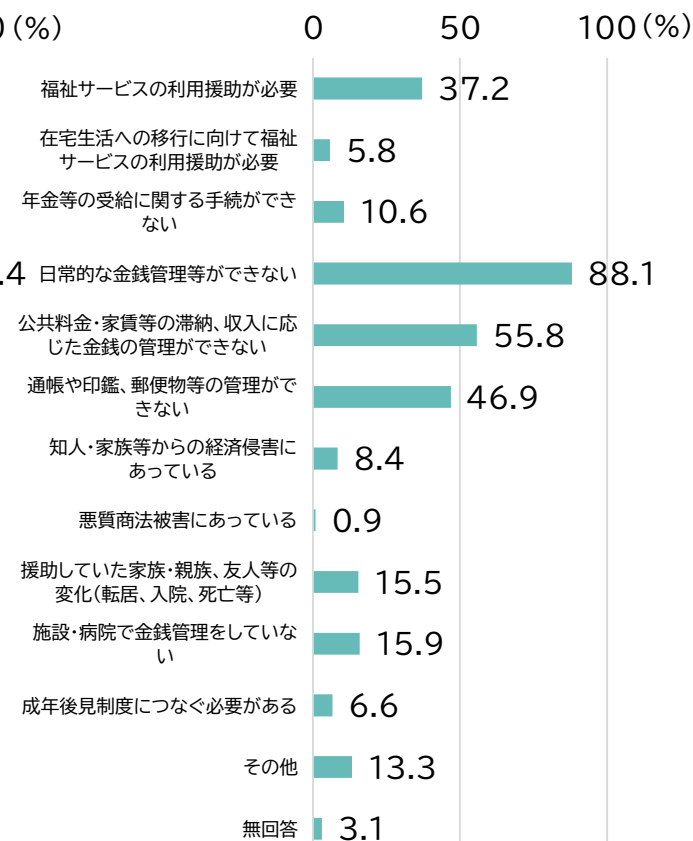
認知症高齢者等



知的障害者等



精神障害者等



N=784 ※複数回答

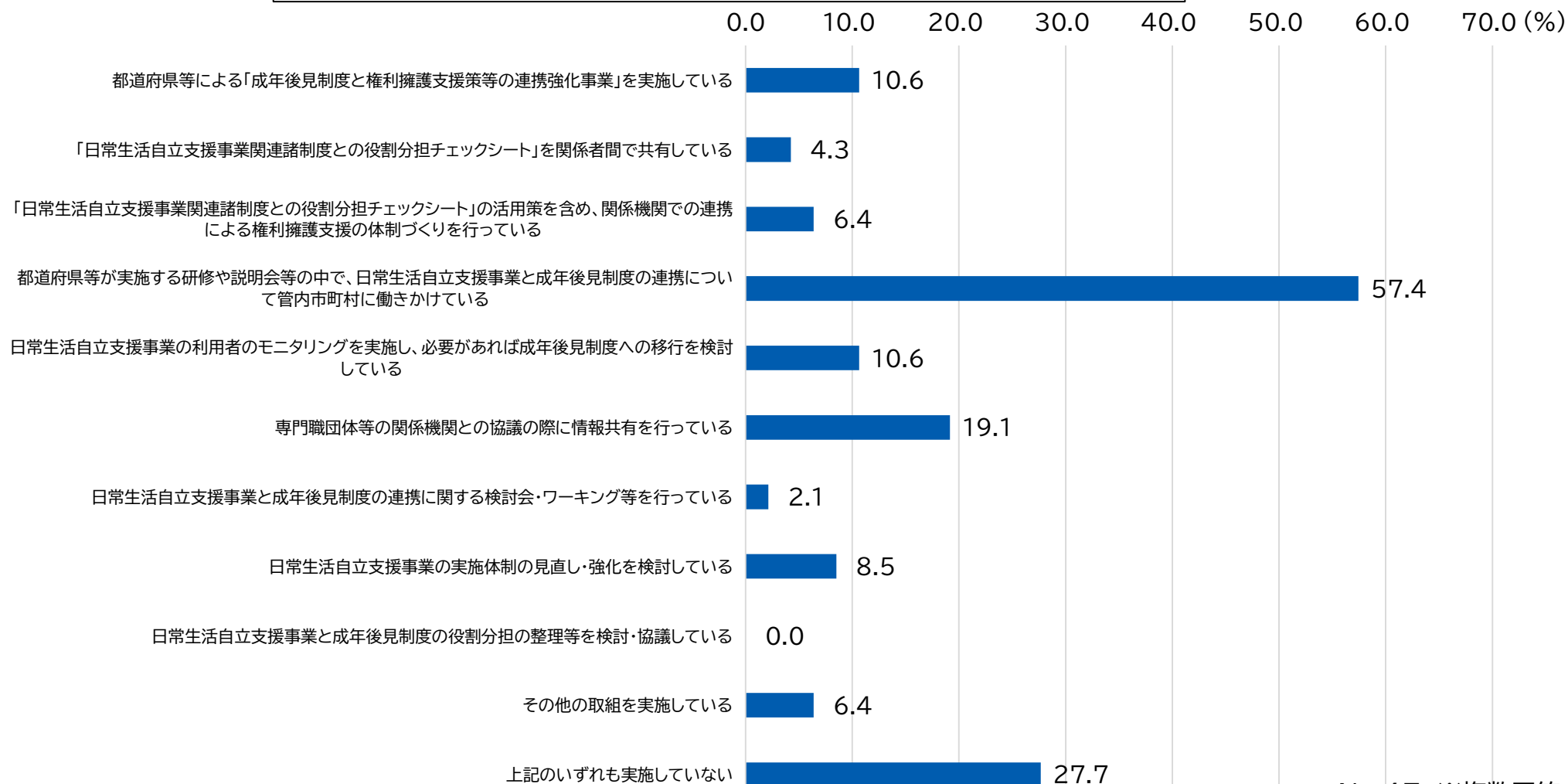
※複数回答（利用者区分のうち、「その他」及び「無回答」を除く）

令和6年度日常生活自立支援事業利用状況調査（全社協） 31

日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携

○ 日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携の推進に向けて実施している内容

日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携の推進に向けて実施している内容

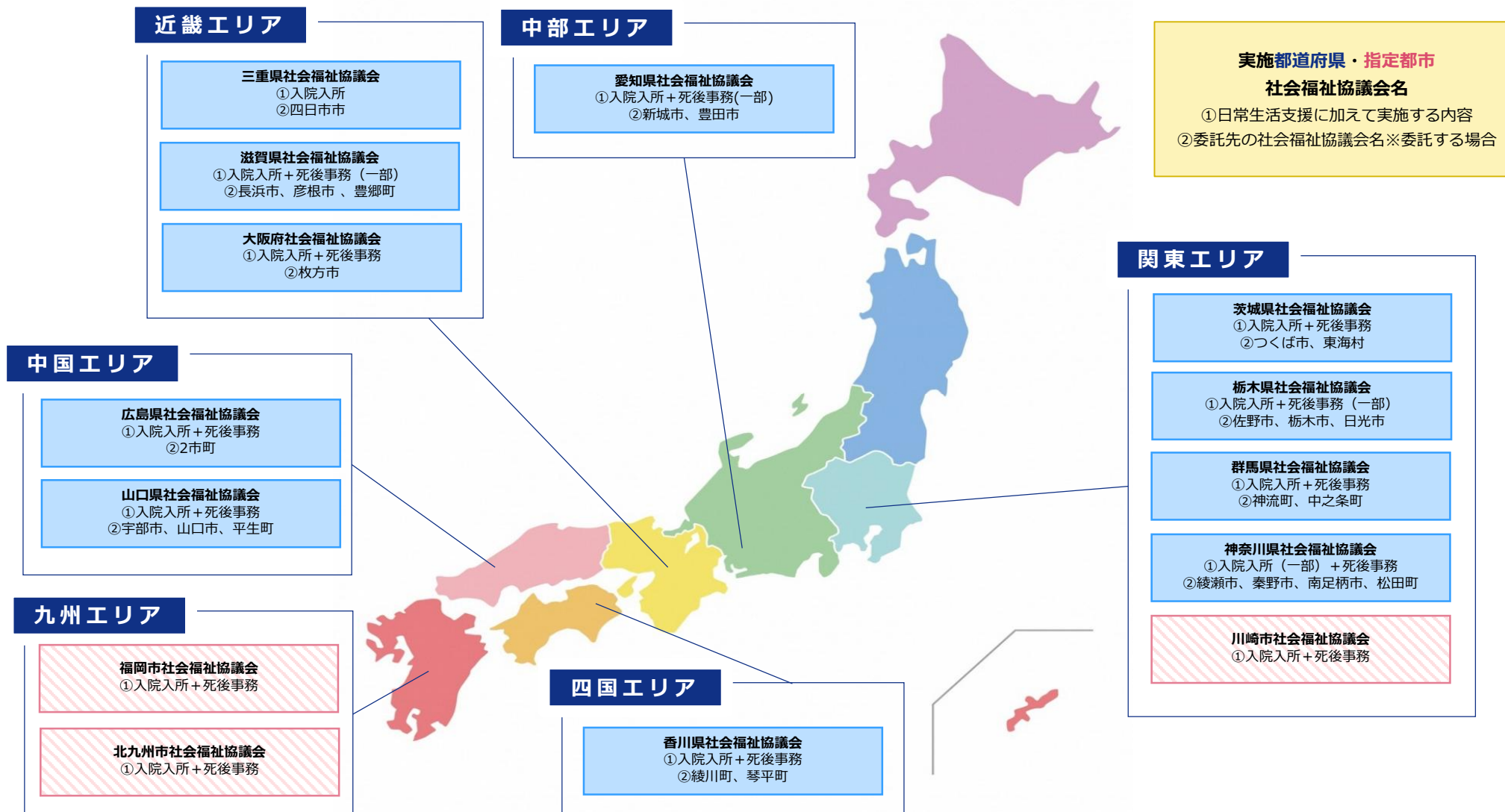


N=47 ※複数回答

出典: 令和7年度 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果 32

身寄りのない高齢者等の課題に対応するための試行的事業の実施状況

令和7年度補正予算で措置した本事業について、令和8年8月28日時点で、14都道府県・指定都市社会福祉協議会（延べ28市町村社会福祉協議会）で実施。



現行の日常生活自立支援事業の実施体制の強化等 ① - 「日常生活自立支援事業関連諸制度との役割分担検討チェックシート」の周知

- 令和2年度社会福祉推進事業で策定した役割分担チェックシートに、令和3年度社会福祉推進事業で活用上の留意点等を追加・整理。
- 令和4年度以降、成年後見制度利用促進体制整備研修「基礎研修」において、チェックシート及び活用上の留意点等を周知。

日常生活自立支援事業関連諸制度との役割分担チェックシート（抜粋）



	状態（本人に生じた課題）	検討ポイント 本人のエンパワメント、支援力強化の可能性	該当しうる対応手段 （一つだけではなく、複数を選択することがありうる） 地域によって、サービス提供されているかどうか、確認		
法的保護が必要	☐ 親族や知人等に預貯金等、財産等を搾取されている	★通報は義務 虐待、搾取については、本人の表面的な意思表示のよりも事実確認、緊急性の判断を優先させる必要があります。すぐに虐待通報が必要です。 ★緊急対応を優先 消費者被害や本人にとって不利な契約は、早めに対応することで被害が回復できることがあります。消費生活センターや法テラス等、専門相談を優先します。 ★孤立感への支援 孤立感から、消費者被害や言われるままに不利な契約をしてしまうことがあるため、適切な居場所づくり、社会参加が再発防止につながる場合があります。	☐ 障害者・高齢者虐待の通報、事実確認への協力	☐ 日常生活自立支援事業による支援	☐ 成年後見制度（法定後見）による支援
	☐ 消費者被害にたびたび遭っている		☐ 消費生活センターへの専門相談		
	☐ ヤミ金融・消費者ローン・株等を自分の意思ではなく、言われるままに契約してしまう		☐ 法テラスへの相談 ☐ 消費生活センターへの専門相談		

※「状態（本人に生じた課題）」について、①判断能力の低下、②法的保護の必要性、③日常生活上の行為の課題、④法律行為の必要性、のカテゴリー別に、「検討ポイント」、「該当しうる対応手段」を整理。

令和3年度社会福祉推進事業「日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業」で追加・整理された主な留意点

- ・本チェックシートは、左欄の「本人の状態」に該当する項目を確認した上で、中央の「検討ポイント」について考え、右欄の「該当し得る手段」を検討する流れで活用する。
- ・地域によって活用できる制度や支援手段が異なることから、使用に当たっては、協議会等において地域の実情に応じたチェックシートの様式や活用方法を検討することが想定される。
- ・役割分担を整理する際には、さまざまな事例を用いて、どの項目にチェックするのか、どのような点で判断に迷うのかについて、関係制度の担当者が話し合うことが重要である。
- ・詳細な場合分けや基準を設けることよりも、関係する担当者が定期的にチェックシートを用いて本人の支援について話し合うことで、共通認識を形成していくことが重視される。
- ・希望するサービスや制度を利用できない「目詰まり」や、適切なつなぎ先がない事案については、必要となる社会資源を関係者で話し合うことにより、新たな社会資源や地域の支援体制を検討することにもつながる。

現行の日常生活自立支援事業の実施体制の強化等 ② - 契約締結判定ガイドラインの変更

【 経緯 】

- 令和4年度・5年度社会福祉推進事業(日常生活自立支援事業の効果的な実施方策等に関する調査研究事業)において、契約締結判定ガイドラインに関し、契約締結までの時間短縮、利用希望者の意思尊重、専門員の業務の効率化等を目的に、対象、項目、実施方法等の変更について提案。
- 令和6年度、「今後の権利擁護支援体制のあり方検討委員会」(全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会の専門委員会)の協力を得て、社会福祉推進事業の提案を踏まえた契約締結判定ガイドラインの改正案を検討し、都道府県社会福祉協議会にも意見照会を実施。
- 令和7年6月、改正通知(契約締結判定ガイドラインの見直し)発出。

変更点	変更点のポイント
事業実施にあたっての留意点の明確化	「事業の目的」、「対象者」、「意思決定支援について配慮すべきこと」を新たに項目立て。
訪問調査前(準備段階)の留意点の新設	相談者(ケアマネジャーや相談支援専門員等の場合)に対する、本人の利用意思の確認・情報提供等の依頼、面接時の相談者等の同席・支援の依頼等。
質問項目の整理	日常生活自立支援事業の特性に応じた質問項目に見直し。 ※ 必要に応じて質問を追加することは問題ない
意思決定支援を重視	同席者からの支援を受けて回答した場合・同席者が代わりにした回答に同意できる場合は、日常生活自立支援事業の契約締結が可能と評価(選択肢の新設)。
モニタリング(3か月後の訪問調査)の充実	サービス施行状況とサービス利用の感想、苦情等の聞き取りを加味して、日常生活自立支援事業による援助の必要性や適切性を評価。
支援チームの役割	〔日常生活自立支援事業で困りごとに対応できない場合)本人を中心とした権利擁護支援チームと検討すること、〔本人の状態の変化等について、必要に応じて〕支援チームと相談・共有することを追記。

地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金:「互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業」)

社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室(内線2228)

令和8年度当初予算 0.8億円(0.9億円)※内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 0.4億円

1 事業の目的

- 認知症高齢者の増加等に伴い、今後更に増大及び多様化する権利擁護支援ニーズに対応するためには、中核機関による支援のみならず福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体による支援についても、その機能を高めることが重要である。
- このため、第二期基本計画に盛り込まれたKPIの着実な達成に向け、全ての都道府県において意思決定支援研修の実施に取り組むとともに、本人の状況に応じた効果的な支援を進めるため、成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携強化に取り組む。併せて、オンラインを活用した効果的な支援の実施を進める。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

○ 都道府県による意思決定支援研修等推進事業

- ・ 都道府県等において、厚生労働省が養成した講師等を活用し、地域連携ネットワークの関係者を対象にした意思決定支援研修を実施する。
- ・ 市町村等において、地域の実情に応じて、地域連携ネットワークの関係者を対象にした権利擁護支援の強化を図る研修を実施する。

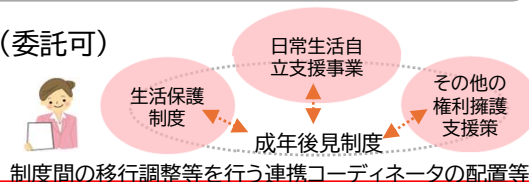
<実施主体> 都道府県、市町村(委託可)
<基準額> ①意思決定支援研修の実施 1,000千円
②その他、権利擁護支援の強化を図る研修の実施 300千円
<補助率> 1/2



○ 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業

- ・ 判断能力が不十分な本人の置かれた状況に応じた適切な支援を受けられるよう、日常生活自立支援事業から成年後見制度等への適切な移行を進める取組など、成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等との連携強化に取り組む。

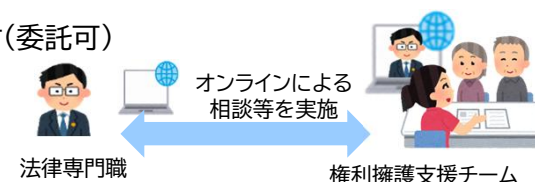
<実施主体> 都道府県、指定都市(委託可)
<基準額> 5,000千円
<補助率> 1/2



○ 互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業

- ・ 中山間地、離島などの市町村において、司法専門職等の地域偏在により支援が受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、オンラインの活用を図る。

<実施主体> 都道府県、市町村(委託可)
<基準額> 300千円
<補助率> 1/2



家計改善支援事業

【実績】

- ・795自治体(88%)(R7)
- ・利用20,573件(R6)

対象者

家計の状況がわかっていなかったり、収支の変化が大きかったり、債務や滞納等を抱えていたりする生活困窮者

支援の概要

- ・ 家計の状況を把握することや家計の改善の意欲を高めることを支援
- ・ 家計の状況を「見える化」したうえで、本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)を行って状況に応じた家計再生プランを作成し、生活再建等に向けた具体的な支援を実施

<支援の流れとねらい>

家計に対して指導を行うわけではない

1. 世帯の家計の見える化(相談時家計表の作成): 収支を把握し本人自ら「いくら足りないか」に気づく。

2. 月単位又は数年先の家計推移の見通しを立て、家計計画を検討(家計計画表・キャッシュフロー表の作成): 家計改善支援員とのやりとりの中で「何を増やし、何を減らすか」を本人が自分で考え、見通しを立て、家計の改善意欲を高める。(各種給付制度の利用や契約の見直し等については支援員がアドバイス)

3. 継続面談を通じたモニタリング: 本人が自力で家計管理できるようになるまでの支援。



【本人の状況に応じて組み込む支援】



滞納している税・公共料金等や債務の分納・償還に向けた滞納相談窓口への同行支援、貸付のあっせん等

期待される効果

- ・ 家計はもとより、その背景にある生活全般にわたる課題を把握することができる。
- ・ 自力で家計管理できるようになり、世帯としての家計基盤が整い、将来の収支変動にも対応可能に。
- ・ 滞納している税・公共料金等や債務等を解消することにより、生活が安定。